

各 位

会 社 名 株式会社プリンパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(J A S D A Q ・ コード 3 5 8 7)
問合せ先
役職・氏名 取締役 井上 政隆
電話 03 - 3582 - 3190 (代)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成23年5月20日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟につき、係争中でありましたが、本日、判決言渡を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成23年5月20日付で、平成21年11月30日付アドバイザリー業務委託契約に基づき、第5回新株予約権行使における約定報酬の未払分1804万1100円について本件訴訟の提起を受けることとなりました。当社は、当該契約の契約期限は平成22年6月30日であり、それ以降の約定報酬は支払う義務はなく、原告株式会社クイーンズゲイトが当社に対してアドバイスをを行った事実が存在しなかったため、当該未払は存在しないと判断しました。さらに、本件訴訟の提起を受け社内で調査したところ、支払を行った約定報酬についても原告は契約に基づく業務を遂行していないと思われるため、不当利益返還請求権に基づき、支払い済みの報酬の一部1139万6000円について返還を求めて反訴を行い係争してまいりました。

2. 判決言渡のあった裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成24年4月27日

事件番号：平成23年(ワ)第15542号 業務委託報酬本訴請求事件

同年(ワ)第30890号 不当利得返還反訴請求事件

3. 判決の概要

- 1 本訴被告・反訴原告は、本訴原告・反訴被告に対し、1804万1100円及びこれに対する平成23年4月2日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 本訴被告・反訴原告の反訴請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、本訴被告・反訴原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

4. 今後の見通し

今回の判決は到底承服しがたいものでありますので、すみやかに、東京高等裁判所への控訴の手続きを行い、本判決の不当性を主張していく方針であります。なお、本件訴訟の推移

によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もあります。

以 上